

白井市災害時協力井戸の登録に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

白井市長 笠井 喜久雄

白井市告示第30号

白井市災害時協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に供給が困難となるおそれがある生活用水を確保するため、災害時における飲料水以外の生活用水を市民に供給するための井戸（以下「協力井戸」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 協力井戸は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在する使用可能な井戸であり、電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ等があること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (4) 協力井戸であることを示す標識（以下「登録標識」という。）を近隣の市民が認識しやすい場所に掲示することについて、所有者等の同意が得られること。
- (5) 市の広報紙及びホームページに協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の同意が得られること。

(登録の手続)

第3条 協力井戸の登録を受けようとする所有者等は、白井市災害時協力井戸登録届出書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、協力井戸とし

て登録し、届出をした者に対して登録標識を交付するものとする。
(登録内容の変更)

第4条 前条第2項の規定により登録標識の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、白井市災害時協力井戸登録内容変更届出書（別記第2号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(登録の解除)

第5条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から白井市災害時協力井戸登録解除届出書（別記第3号様式）が提出されたとき。
- (2) 第2条各号に規定する登録の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、白井市災害時協力井戸登録解除通知書（別記第4号様式）により登録者に通知するものとする。

3 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに登録標識を市長へ返却するものとする。

(利用条件の周知)

第6条 市長は、協力井戸を利用しようとする者（第4号において「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 協力井戸の利用は、災害による水道の断水時に限られること。
ただし、所有者等の承諾が得られた場合はこの限りでない。
- (2) 停電等により協力井戸が利用できない場合があること。
- (3) 協力井戸の利用時間は、日出から日没までに限られること。
ただし、所有者等の承諾が得られた場合はこの限りでない。
- (4) 利用者は、所有者等から協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合は、その指示に従うこと。

(水質検査)

第7条 市長は、登録した協力井戸に対し、必要に応じて毎年1回水質検査を行うものとする。

2 市長は、前項の水質検査の結果について、登録者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。